

旭川医科大学病院診療記録等閲覧及び貸出細則に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和2年11月11日病院運営委員会申合せ)

旭川医科大学病院診療記録等閲覧及び貸出細則に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院診療記録等閲覧及び貸出細則に関する申合せ（平成16年12月8日病院運営委員会申合せ）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部は、改定箇所を示す。

改 正 案	現 行
<p>第3条関係</p> <p>第1号の「その他の医療従事者」とは、次の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保健師，助産師，看護師又は准看護師(2) 薬剤師(3) 診療放射線技師又は臨床検査技師(4) 理学療法士，作業療法士，視能訓練士，臨床工学技士，社会福祉士，<u>言語聴覚士，精神保健福祉士又は保育士</u>(5) 栄養士又は管理栄養士(6) <u>歯科衛生士又は歯科技工士</u>（新設）(7) <u>胚培養士</u>（新設）(8) <u>公認心理師，臨床心理士，認定心理士その他これらに類する業務に従事する者</u>（新設）(9) <u>治験コーディネーター又は移植コーディネーター業務に従事する者</u>（新設）(10) <u>病院事務部又は経営企画部所属職員</u>(11) <u>医師事務作業補助者</u>（新設） <p>附 記</p> <p><u>この申合せは、令和2年11月11日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>診療記録等の円滑且つ適切な管理を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第3条関係</p> <p>第1号の「その他の医療従事者」とは、次の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保健師，助産師，看護師又は准看護師(2) 薬剤師(3) 診療放射線技師又は臨床検査技師(4) 理学療法士，作業療法士，視能訓練士，臨床工学技士，社会福祉士又は<u>言語聴覚士</u>(5) 栄養士又は管理栄養士 (6) <u>病院事務部職員又は経営企画部所属職員</u>